

滝川市文書管理システム賃貸借業務に係る公募型プロポーザルの実施について（質問・回答）

質問（平成31年4月15日午前11時35分受信）

資料名	実施要領
ページ、項番	6 ページ 5. 見積書の作成要領(1)
<p>今回のお見積金額へは、現行システムからのデータ移行を含めたシステムが稼働できる費用をお見積となっておりますが、現行システムからのデータ抽出費用につきましても今回のお見積総額へ含める必要がありますでしょうか。</p>	

回答（平成31年4月16日公開）

実施要領に記載のとおり、当市の見積上限額は「システム利用を行うためのすべての費用の総額」としており、仕様書中、2 滝川市文書管理システム賃貸借業務について(4)アの「受注者は、滝川市が別に指定する要件を満たす文書管理システムを、平成31年11月1日から確実にかつ円滑に利用できるよう、滝川市が指定する稼働環境下においてシステムのセットアップを行うものとする。その際に滝川市が旧システムの利用を通じて蓄積してきた関係データについては、これをシステムにおいて利用できるよう引き継ぐことについて受注者がその任を負うものとする。」との記述に基づき、必要に応じてこのことに要する費用についても、全て見積額に含めるものとする。